

Digi-PoC TOYAMA（デジポックとやま）実証実験プロジェクト運營業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

Digi-PoC TOYAMA（デジポックとやま）実証実験プロジェクト運營業務について、公募型プロポーザルにより当該業務の受託者を選定するもの

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

Digi-PoC TOYAMA（デジポックとやま）実証実験プロジェクト運營業務

(2) 業務内容

別紙「Digi-PoC TOYAMA（デジポックとやま）実証実験プロジェクト運營業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託料の上限額

15,450千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記限度額とは別に、契約手続において予定価格を設定します。

※本プロポーザルは、富山県の令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務のため、富山県議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとします。また、契約しなかった場合においても、プロポーザル参加事業者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む）、提供した知見の対価等については一切補償しません。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の条件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同企業体」という。）とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (3) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
 - ⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - ⑧ 参加者が破産者で復権を得ない者又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
 - ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
 - ⑩ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同業第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
 - ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
 - ⑫ 県税を滞納している者
 - ⑬ 民法（明治29年法律第89号）第13条第1項10項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
 - ⑭ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (6) 共同企業体にあつては、代表者、構成員ともに(1)から(5)に掲げる全ての項目を満たしている者であり、構成する団体間で締結した協定書を有すること又は本委託契約の締結日までに協定の締結を予定していること。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできません。

4 プロポーザル参加手続

(1) 参加申込み

本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加申込書（様式第1号）を3月12日（木）午後5時までに電子メールにて提出してください。

事情により参加を辞退する場合は、3月19日（木）午後5時までに辞退届（様式任意）を電子メールにて提出してください。

(2) 質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第2号）を3月12日（木）午後5時までに電子メールにて提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、質問に対する回答は、3月13日（金）までに参加申込書を提出したすべての者に電子メールにて通知します。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

(3) 受け付けない質問項目

- ① 他の応募者に関する質問
- ② その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の①～⑥の書類をご提出ください。必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

- ① 提案書表紙（様式第3号）
- ② 企画提案書（様式任意）

別紙仕様書を踏まえ、具体的かつ簡潔に記載してください。

 - ・ 委託業務に係る考え方
 - ・ 委託業務の進め方（業務の具体的な実施方法、業務スケジュールなど）
 - ・ 委託期間内に、より高い事業効果を発揮して委託業務を完了させるための工夫
- ③ 委託業務実施体制
 - ・ 会社の業務概要（様式第4号）（共同企業体の場合は構成員全員分）
 - ・ 委託業務を実施するための社内の実施体制及び配置担当者等（様式任意）
- ④ 概算見積書（様式任意）
 - ・ 本委託業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出し、見積書を作成してください。
 - ・ 積算の内訳がわかるように記載してください。
- ⑤ 類似案件の受託実績に関するPR資料（様式任意）

⑥ 共同企業体協定書の写し（申込時点で協定を締結している場合）

(2) 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時【必着】

(3) 提出方法

電子メールにて提出書類①～⑥の電子データ1式を提出することとし、送信後に必ず「10 提出・問い合わせ先」に電話連絡をお願いします。なお、大容量ファイルの送信方法については、別途お知らせします。

6 契約候補者の決定

(1) 審査方法

- ・ 提出された企画提案書等により、令和8年3月27日（金）（予定）にオンラインでのプレゼンテーションによる審査を行います。プレゼンテーションの時間・方法等は、審査会実施前に別途通知します。
- ・ 企画提案書等の内容を総合的に審査の上、事業実施に適切な業者を契約候補者として採用します。なお、概算見積書の金額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。

(2) 審査の基準

審査項目	評価内容	配点	
企画提案	具体性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的を理解した提案であるか ・ 提案に具体性・妥当性があるか 	10点
	地域課題の深掘り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村等が抱える地域課題の深掘り、ボトルネックとなる原因の特定について、デジタル化推進室と協働して効果的・効率的に実施するための工夫が提案されているか 	10点
	実証実験プロジェクト支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証実験プロジェクト（富山県が抱える地域課題をデジタルソリューションで解決する実証実験）の実施事業者支援・ビジネスモデル化に向けた支援において成果を出すために自社ノウハウ等を活用した確度の高い提案が示されているか ・ 県内企業および高等教育機関等のステークホルダーとの協力体制を構築し、過年度の実証成果を含む実施事業者との県内企業への横展開に必要な関係構築を行える体制・実行力があるか 	30点
	事業PR能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証実験プロジェクトの募集、実施、成果発表に際して、効果的なPRが期待できるか 	10点
業務実施能力・実績	業務実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務が適切にかつ確実に実施できるための担当者と体制が整っているか ・ 県との連絡や調整等が速やかに対応できる体制となっているか ・ 業務遂行スケジュールは適切なものであるか 	20点
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似業務の実績は十分か ・ 実績から事業を遂行できる能力を有しているか 	10点
	見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の内訳が明確であり、妥当な業務価格か 	10点
計		100点	

- ・ プレゼンテーションにあたっては、企画提案書の内容の範囲内でスライド（パワーポイント等）を用いるなど、わかりやすく説明してください。

(3) 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面で通知するとともに、富山県ホームページにおいて、契約候補者の名称等を公表します。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

7 契約

選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認して委託契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

最優秀提案者が正当な理由がなく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で契約を締結します。

8 その他

- (1) 提案は、参加業者1社につき1案とします。
- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ① 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) 受託者は、本事業において実証実験プロジェクトへの応募はできません。
- (7) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (8) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (9) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

9 スケジュール

令和8年3月3日（火）	実施公告
令和8年3月12日（木）午後5時	参加申込書提出期限
令和8年3月12日（木）午後5時	質問書提出期限
令和8年3月19日（木）午後5時	企画提案書等提出期限
令和8年3月27日（金）（予定）	審査会による審査
令和8年3月下旬（予定）	審査結果通知
令和8年4月上旬（予定）	契約締結

10 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県地方創生局デジタル化推進室デジタル戦略課

DX推進担当 毛利、櫻井

TEL:076-444-8912 E-mail: adigitalkasuishin@pref.toyama.lg.jp